

## 社会福祉法人木田福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木田福祉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、次の各号により支給する。

- (1) 役員等が理事会、評議員会、監事会等に出席したときは、交通費として1回5,000円(旅費2,000円・日当税引き後3,000円)を支給する。ただし、同日に両会議がある場合は一方のみとし、出席した都度支給する。
- (2) 役員・評議員が出張した場合において、当該役員・評議員に対し旅費規程に基づく旅費を支給する。日当は税引き後とする。
- (3) 法人が必要とする人材を紹介し、採用に至った時は、その資格等に応じ3月を超えて勤務した場合に支給する。また、1年を超えて勤務した時も同様に支給する。
  - ① 介護福祉士・看護師・管理栄養士・社会福祉士は10万円・20万円
  - ② 前号以外の資格者はその7割
  - ③ 無資格者は1号の5割
  - ④ パート職は1号の3割

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (役員の報酬の総額)

第4条 役員の報酬総額は100万円とする。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附 則

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

### 附 則

一部改訂 令和2年1月1日

(令和元年12月12日 令和元年度 第2回評議員会 承認)

### 別 表 旅費規程 抜粋

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
役員・評議員	7,000円	15,000円
施設長・事務長	3,000円	14,000円

ただし、県外旅行の日当は、それぞれ1,000円を加算する。